

## □■□ 「総合的な学習の時間」に求められているもの □■□

平成8年に出された『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）』で初めて「生きる力」が提唱されました。これを受けて、平成10年告示の『学習指導要領』で「生きる力」を育むことを目的として創設されたのが「総合的な学習の時間」（以下「総合」）です。平成20年の『学習指導要領』の改訂においても、「総合」の重要性が再確認され、新たに第5章として独立し、解説書も作成されました。そのような中、「総合」に求められているものは何なのでしょう。

### 「生きる力」を初めて提唱

「生きる力」が全人的な力であるということを踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進し得るような新たな手だてを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効であると考えられる。

『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）』平成8年7月 中央教育審議会

### 「総合的な学習の時間」創設

#### ねらい

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。
- (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

『学習指導要領』平成10年12月 告示・平成15年12月一部改正

### 「総合的な学習の時間」新たに第5章として独立

#### 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

『学習指導要領』平成20年8月 告示

平成10年と平成20年に告示された学習指導要領を基に、「総合」のねらいと目標を比較してみると、平成20年に告示された学習指導要領には、従前の総則に示されていた三つの「総合」のねらいのうち、(1)(2)を中心に「探究的な学習」「協同的」の文言が加えられています。

今回の学習指導要領においては、教科で基礎的・基本的な知識・技能の習得や活用を行うことを前提に、「総合」では、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について探究的な学習を行うことを目標としています。そして、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する」資質や能力及び「(学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に) 主体的、創造的、協同的に取り組む」態度を育成していくことを求めています。

つまり、**生きる力を育む** という理念は創設当時から受け継がれてきています。